

○三島市個人情報保護条例

平成12年6月16日
条例第23号

目次

- 第1章 総則(第1条—第5条)
- 第2章 個人情報の適正な取扱いの確保(第6条—第12条の2)
- 第3章 個人情報の開示等(第13条—第23条)
- 第4章 不服申立て及び個人情報保護審査会(第24条—第28条)
- 第5章 個人情報保護審議会(第29条)
- 第6章 事業者に対する措置(第30条—第32条)
- 第7章 補則(第33条—第37条)
- 第8章 罰則(第38条—第42条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、市が保有する個人情報の開示等を請求する権利を保障することにより、市民の基本的人権の擁護を図り、もって公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものをいう。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会をいう。
- (3) 事業者 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。)及び事業を営む個人をいう。
- (4) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成するための処理その他規則で定める処理を除く。
- (5) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

(実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護の重要性について事業者及び市民の意識の啓発に努めなければならない。

2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益の侵害を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、この条例により保障された権利を正当に行使するとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

第2章 個人情報の適正な取扱いの確保

(個人情報取扱事務の届出)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(実施機関の職員又は職員であつた者に係る人事、給与、服務、福利厚生等に関する事務、一般に入手し得る刊行物等を取り扱う事務その他三島市個人情報保護審議会(第29条第1項を除き、以下「審議会」という。)の意見を聴いて特に必要がないと認めた事務を除く。以下「個人情報取扱事務」という。)を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報の対象者の範囲
- (4) 個人情報の記録項目
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 2 実施機関は、前項の規定により届け出た事項を変更し、又は届出に係る個人情報取扱事務を廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急かつやむを得ない理由により、あらかじめこれらの規定による届出をすることができないときは、当該個人情報取扱事務を開始し、変更し、又は廃止した日以後において当該届出をすることができる。
- 4 市長は、前3項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を速やかに審議会に報告するとともに、その内容を一般の閲覧に供さなければならない。

(収集の制限)

- 第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
- 2 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。
 - (2) 審議会の意見を聴いて、実施機関が公益上特に必要があると認めたとき。
 - 3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 法令等に定めがあるとき。
 - (2) 本人の同意があるとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、審議会の意見を聴いて、実施機関が公益上必要があると認めたとき。
 - 4 実施機関は、前項第4号又は第5号の規定に該当することにより本人以外の者から個人情報を収集したときは、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて特に必要がないと認めたときは、この限りでない。
 - 5 実施機関は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、あらかじめ、本人に対し、個人情報取扱事務の目的を明示しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (2) 個人情報取扱事務の目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 個人情報取扱事務の目的を本人に明示することにより、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
 - (4) 収集の状況からみて個人情報取扱事務の目的が明らかであると認められるとき。

(個人情報の適正管理)

- 第8条 実施機関は、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。
- 2 実施機関は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
 - 3 実施機関は、取扱目的に関し保有する必要がなくなった個人情報を速やかかつ確実に廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的文化的資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。
 - 4 実施機関は、前3項の規定による事務を処理させるため、個人情報保護管理者を定めなければならない。

(利用及び提供の制限)

- 第9条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超えた個人情報の利用(以下「目的外利用」という。)をし、又は実施機関以外のものへの個人情報の提供(以下「外部提供」という。)をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 法令等に定めがあるとき。
 - (2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、審議会の意見を聴いて、実施機関が公益上必要があると認めたとき。
- 2 実施機関は、前項第4号又は第5号の規定に該当することにより目的外利用又は外部提供(以下「目的外利用等」という。)をしたときは、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて特に必要がないと認めたときは、この限りでない。
 - 3 実施機関は、第1項の規定により外部提供をするときは、外部提供を受けるものに対し、当該

個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いに
関し必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

(電子計算機処理の制限)

第10条 実施機関は、新たに個人情報取扱事務の電子計算機処理を開始しようとするときは、あ
らかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(オンライン結合の制限)

第11条 実施機関は、公益上特に必要があると認めたときでなければ、オンライン結合(当該実
施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機その他の機器とを通
信回線を用いて結合し、当該実施機関が保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し
得る状態にする方法をいう。次項において同じ。)による外部提供をしてはならない。

2 実施機関は、新たにオンライン結合による外部提供を開始しようとするときは、あらかじ
め、審議会の意見を聴かなければならない。その内容を変更しようとするときも、同様とす
る。

(委託に伴う措置等)

第12条 実施機関は、個人情報の取扱いを伴う事務を委託しようとするとき又は地方自治法(昭
和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により同項に規定する指定管理者(以下単に「指定
管理者」という。)に公の施設の管理を行わせるときは、個人情報の保護のために必要な措置
を講じなければならない。

2 実施機関から個人情報の取扱いを伴う事務の委託を受けたもの又は指定管理者は、その受託
した事務又は公の施設の管理の業務(以下「受託事務等」という。)に関して、第7条から第9条
までの規定に準じて、個人情報の収集及び管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 受託事務等に従事している者又は従事していた者は、当該受託事務等に関して知り得た個人
情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(苦情処理)

第12条の2 実施機関は、実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処
理に努めなければならない。

第3章 個人情報の開示等

(開示請求権)

第13条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自
己情報(個人情報取扱事務に係る本人の個人情報をいう。以下同じ。)の開示を請求することが
できる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって、前項の規定による開示の請求
(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(実施機関の開示義務)

第14条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る自己情報に次の各号に掲げる情
報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求をした者
(以下「開示請求者」という。)に対し、当該自己情報を開示しなければならない。

(1) 法令等の定めるところにより、開示することができないとされている情報

(2) 個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関する情報であつて、開示することに
より、当該評価、診断、判定、指導、相談、選考等に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

(3) 開示することにより、実施機関の公正かつ適正な事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそ
れがある情報

(4) 前3号に掲げるもののほか、審議会の意見を聴いて、実施機関が公益上開示しないことが
適当であると認めた情報

2 実施機関は、開示請求に係る自己情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、
不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対
し、当該部分を除いた部分について開示しなければならない。

(訂正請求権)

第15条 何人も、実施機関が保有する自己情報について事実の記載に誤りがあると認めるとき
は、当該実施機関に対し、当該自己情報の訂正を請求することができる。

2 第13条第2項の規定は、前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)について準
用する。

(削除請求権)

第16条 何人も、実施機関が第7条第1項、第2項又は第3項の規定に違反して自己情報を収集した
と認めるときは、当該実施機関に対し、当該自己情報の削除を請求することができる。

2 第13条第2項の規定は、前項の規定による削除の請求(以下「削除請求」という。)について準
用する。

(中止請求権)

第17条 何人も、実施機関が第9条第1項の規定に違反して自己情報の目的外利用等をし、又はし
ようとしてしていると認めるときは、当該実施機関に対し、当該目的外利用等の中止を請求す
ることができる。

2 第13条第2項の規定は、前項の規定による目的外利用等の中止の請求(以下「中止請求」とい

う。)について準用する。

(開示請求等の手続)

第18条 開示請求、訂正請求、削除請求又は中止請求(以下「開示請求等」という。)をしようとする者は、実施機関に対し、請求に係る自己情報を特定するために必要な事項その他所定の事項を記載した請求書を提出しなければならない。

2 開示請求等をしようとする者は、実施機関に対し、本人又はその法定代理人であることを明らかにしなければならない。

3 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対し、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明するために必要な資料を提出し、又は提示しなければならない。

4 実施機関は、第1項に規定する請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求等をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求等をした者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(自己情報の存否に関する情報の扱い)

第19条 開示請求に対し、当該開示請求に係る自己情報が存在しているか、又は存在していないかを答えるだけで、不開示情報として保護される利益が不開示情報を開示した場合と同様に害されることとなるときは、実施機関は、当該自己情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求等に対する措置)

第20条 実施機関は、開示請求等に係る自己情報の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止(以下「開示等」という。)をするときは、開示等の決定をし、開示請求者等に対し、その旨及び開示等の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求等に係る自己情報の開示等をしないときは、請求拒否の決定をし、開示請求者等に対し、その旨を書面により通知しなければならない。開示請求に係る個人情報を保有していないことその他の理由により請求を拒否するときも、同様とする。

(決定の期限)

第21条 前条各項の決定は、開示請求にあつては当該開示請求があつた日から15日以内に、訂正請求、削除請求及び中止請求にあつては当該訂正請求、削除請求及び中止請求があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、第18条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間をそれぞれ30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者等に対し、延長後の期間及び延長の理由を通知しなければならない。

(著しく大量な自己情報の開示請求に係る決定の期限の特例)

第21条の2 開示請求に係る自己情報が著しく大量であるため、45日以内にそのすべてについて第20条第1項に規定する開示の決定及び同条第2項に規定する開示請求拒否の決定(以下「開示決定等」という。)をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、実施機関は、開示請求に係る自己情報の相当の部分につき、当該期間内に開示決定等をし、残余の部分については、相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、前条第1項に規定する期間内に、同条第2項後段の規定の例により、開示請求者に通知しなければならない。

(開示等の実施)

第22条 自己情報の開示は、第20条第1項に規定する通知により実施機関が指定する日時及び場所において、閲覧、視聴又は写しの交付により行う。この場合において、実施機関は、開示請求に係る自己情報が記録された公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該公文書を複写したものの閲覧若しくは視聴又はその写しの交付をもって自己情報の開示とすることができる。

2 第18条第2項の規定は、前項の規定により自己情報の開示を受ける者について準用する。

3 実施機関は、第20条第1項の規定により、訂正、削除又は目的外利用等の中止の決定をしたときは、個人情報の目的外利用等をしているものに対し、その旨を通知しなければならない。

(手数料等)

第23条 この条例の規定に基づく自己情報の開示等に係る手数料は、三島市手数料条例(平成12年三島市条例第1号)の規定にかかわらず、無料とする。

2 この条例の規定に基づき公文書の写しを交付する場合の当該写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

第4章 不服申立て及び個人情報保護審査会

(不服申立てに関する手続)

第24条 第20条各項の決定について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき実施機関(以下「諮問庁」という。)は、当該不服申立てが不適法であることを理由として却下する場合及び当該不服申立てを認容する場合を除き、三島市個人情報保護審査会に諮問して、当該不服申立てに対する決定又は裁決をしなければならない。

(審査会の設置等)

第25条 前条に規定する諮問に応じ、不服申立てについて調査審議するため、三島市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会は、5人以内の委員で組織する。
- 3 委員は、識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査会の調査権限)

第26条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示請求等に係る自己情報が記録されている公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、諮問に関する説明を求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁(以下「不服申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(審査会における事件の取扱い)

第27条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。
- 3 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料(前条第1項に規定する公文書を除く。)の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
- 4 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第1項本文の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。
- 5 審査会が行う調査審議の手続は、公開しない。
- 6 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。
- 7 前条及びこの条の規定により審査会又は委員がした処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

(規則への委任)

第28条 前3条に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 個人情報保護審議会

(審議会)

第29条 この条例に基づく個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を推進するため、三島市個人情報保護審議会を置く。

- 2 審議会は、この条例の規定によりその権限に属することとされた事項を行うほか、市長の諮問に応じ、個人情報保護制度の運営に関する重要事項について調査審議する。
- 3 審議会は、前項の重要事項に関し、実施機関に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、7人以内の委員で組織する。
- 5 委員は、学識経験者、市内の各種団体等を代表する者及び市民のうちから市長が委嘱する。
- 6 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明及び意見を聴くことができる。
- 7 第25条第4項及び第5項の規定は、審議会について準用する。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 事業者に対する措置

(指導及び助言)

第30条 市長は、個人情報の不適正な取扱いを防止するため必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

(立入調査等)

第31条 市長は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、その事実を明らかにするために必要な限度において、当該事業者に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、文書その他の資料を調査させ、若しくは関係者に質問させることについて協力を求めることができる。

- 2 前項に規定する立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項に規定する立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告及び公表)

- 第32条 市長は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っていると認めるときは、当該事業者に対し、審議会の意見を聴いて、その取扱いを是正し又は中止するよう勧告することができる。
- 2 市長は、事業者が正当な理由なしに、前条第1項の規定による求めに応じなかったとき、又は前項の規定による勧告に従わなかったときは、審議会の意見を聴いて、その事実を公表することができる。
 - 3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る事業者に対し、その旨を通知し、意見を聴かなければならない。

第7章 補則

(利便の提供及び運用状況の公表)

第33条 市長は、この条例の円滑な運用を確保するため、個人情報の検索に必要な資料の整備その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

- 2 市長は、この条例の運用状況に関し、毎年度公表するものとする。

(他の法令等との調整等)

第34条 法令等の規定により、自己情報の開示等に関する手続が定められている場合における当該自己情報の開示等については、当該法令等の定めるところによる。

- 2 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

(1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報(同条第11項に規定する調査票情報をいう。次号において同じ。)に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報

(2) 静岡県統計調査条例(平成20年静岡県条例第57号)第2条に規定する県統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

- 3 この条例の規定は、図書館その他これに類する施設において、一般の利用に供することを目的として実施機関が管理している個人情報については、適用しない。

(出資法人への要請)

第35条 市長は、市が出資している法人で規則で定めるものに対して、個人情報の保護に関し、実施機関に準じた措置を講ずるよう要請するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第36条 市長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国及び他の地方公共団体に対して協力を求め、又は国及び他の地方公共団体からの協力の求めに応ずるものとする。

(委任)

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

第8章 罰則

第38条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は受託事務等に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された公文書(個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。))に限る。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第39条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た公文書に記録された個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第40条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第41条 偽りその他不正の手段により、開示の決定に基づく自己情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

第42条 第25条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成12年規則第29号で平成13年1月1日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に実施機関が行っている個人情報取扱事務については、第6条第1項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「について、この条例の施行の日以後、速やかに」と読み替えて同項の規定を適用する。

- 3 この条例の施行の際現に実施機関が行っている個人情報の収集及び目的外利用等については、この条例の相当規定により行ったものとみなす。

(三島市情報公開条例の一部改正)

- 4 三島市情報公開条例(平成9年三島市条例第19号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

附 則(平成19年条例第3号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定(「第12条」を「第12条の2」に改める部分を除く。)、第7条及び第12条の改正規定、本則に1章を加える改正規定並びに附則第2項及び第3項の規定は、平成20年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第12条の規定は、平成20年1月1日以後に個人情報の取扱いを伴う事務の委託を受けたもの又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定を受けた同項に規定する指定管理者について適用し、同日前に個人情報の取扱いを伴う事務の委託を受けたもの又は地方自治法第244条の2第3項の規定により指定を受けた同項に規定する指定管理者については、なお従前の例による。
- 3 平成20年1月1日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成21年条例第8号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。